

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 受動喫煙対策専門委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められた。

改正法の附則においては、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているところである。

これを受け、受動喫煙等に関する現状や論点を整理し、関係者による専門的観点から必要な検討を行うため、「受動喫煙対策専門委員会」を設置する。

2. 構成等

専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ・ 改正法において措置された受動喫煙対策に関する現状や課題
- ・ 今後の受動喫煙対策の在り方

等

4. 運 営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討結果については、地域保健健康増進栄養部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。